

別紙第4号の6書式

第一片

領 収 済 通 知 書										国 庫 金		船 員 保 険							
年度		年金特別会計		厚生労働省所管		取扱庁番号		取扱庁名											
納付目的年月 年 月 分		納付期限 年 月 日		納入告知書（納付書）発行年月日 年 月 日		船保課所コード		①		②		③		④		⑤		⑥	
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		あて先 歳入徴収官		(所 在 地)		船船所有者整理記号		告知番号		うち証受金額 円		証受金額 全部 一部		健康 勘 定 船 員 保 険 料		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		納付目的 船員保険料	
										年度		厚生労働省所管 年金特別会計		上記の合計額を領収しました。 (領 収 日 付 等)					
										翌年度5月1日以降現年度歳入組入									

第二片

告 領 収 控										国 庫 金		船 員 保 険							
年度		年金特別会計		厚生労働省所管		取扱庁番号		取扱庁名											
納付目的年月 年 月 分		納付期限 年 月 日		納入告知書（納付書）発行年月日 年 月 日		船保課所コード		①		②		③		④		⑤		⑥	
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (船員保険法第133条、同法附則第10条) 滞滞の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。		延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (船員保険法第133条、同法附則第10条) 滞滞の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。		船船所有者整理記号		告知番号		うち証受金額 円		証受金額 全部 一部		健康 勘 定 船 員 保 険 料		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		納付目的 船員保険料	
										年度		厚生労働省所管 年金特別会計		上記の合計額を領収しました。 (領 収 日 付 等)					
										翌年度5月1日以降現年度歳入組入									

第三片

納入告知書 納付書・領 収 証 書										国 庫 金		船 員 保 険							
年度		年金特別会計		厚生労働省所管		取扱庁番号		取扱庁名											
納付目的年月 年 月 分		納付期限 年 月 日		右記のとおり納付してください 年 月 日		船保課所コード		①		②		③		④		⑤		⑥	
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (船員保険法第133条、同法附則第10条) 滞滞の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。		延滞金の計算方法 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 (船員保険法第133条、同法附則第10条) 滞滞の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。		船船所有者整理記号		告知番号		うち証受金額 円		証受金額 全部 一部		健康 勘 定 船 員 保 険 料		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		納付目的 船員保険料	
										年度		厚生労働省所管 年金特別会計		上記の合計額を領収しました。 (領 収 日 付 等)					
										翌年度5月1日以降現年度歳入組入									

備考
別紙第4号の4書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号の4書式の備考3中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは「保険料額」と読み替えるものとする。